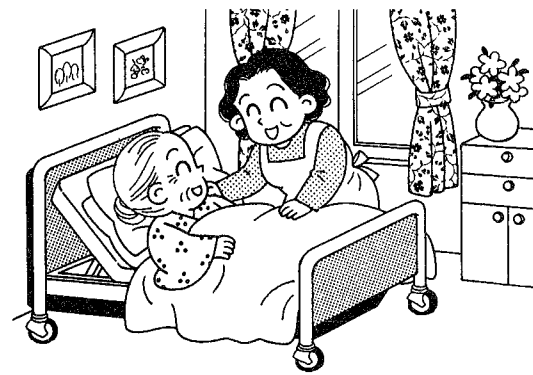


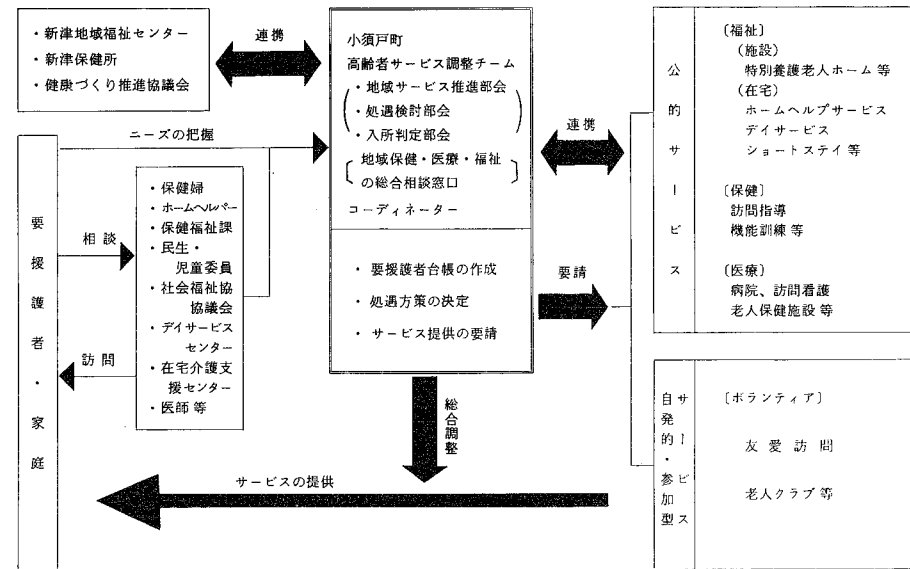
保健医療福祉計画シリーズ5

保健・医療・福祉の連携



保健・医療・福祉が連携を図りながら、お年寄りやその家族などが、身体や精神の障害で困っている場合、医師・保健所・地域福祉センター・保健婦・ホームヘルパー・民生委員・福祉担当者などで構成する高齢者サービス調整チームが、お年寄りや家族の状況に応じて、どのような処遇が必要なのか検討し、サービスの提供にあたります。また、平成七年度からは、デイサービスセンター内に在宅介護支援センターを併設し、在宅でお年寄りを介護される方の介護に関する総合的な相談を24時間受け付けます。(図1参照)

図1 保健医療福祉サービス調整機構図



老人福祉の充実をめざして

①在宅福祉サービス

在宅サービスは、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイの他にも多くの在宅支援対策事業を行っています。

①老人日常生活用具給付等事業
在宅で寝たきりや一人暮らしのお年寄りに対して、日常生活の便宜を図ることを目的に、特殊寝台・エアパット・車椅子

表1 日常生活用具給付事業の状況 (単位：件)

区分	特殊寝台	マットレス	エアパット	車椅子
平成2年度	5	10	5	2
平成3年度	6	10	5	6
平成4年度	7	21		10

資料) 小須戸町保健福祉課

表2 緊急通報装置貸与事業の状況

年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
件数	10	22	40

資料) 小須戸町保健福祉課

等の日常生活用具の給付及び貸与を行っています。

②緊急通報装置貸与事業

常時安否の確認を要する一人暮らしのお年寄りなどに対し、緊急通報装置を貸与することにより、不安の解消と緊急時における適切な対応が図られます。(表2参照)

③寝たきり老人家庭援助事業

在宅での寝たきりのお年寄りなどに対し、紙おむつを給付することにより、生活を援助し介護に当る家庭の負担等の軽減を図ります。現在の利用者は52人です。

④在宅寝たきり老人等介護手当

在宅での寝たきりのお年寄りや、重度の心身障害者で、常時おむつを使用している者に対して、清潔で心地良い生活の確保と、介護に当る家族の負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に毎年九月に三万円を支給します。平成六年度の支給対象者は51人です。

⑤高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の専用居室

を増築又は改築するための資金として、二百五十万円を限度に貸付します。現在の利用者は20人です。

これらの事業は、いずれも現場福祉係窓口での申請が必要です。今後は、より一層のPRに努め、申請手続の簡素化、事業の拡充で在宅福祉の充実を図っていきます。

②施設福祉サービス

施設サービスは、在宅での介護が何らかの理由で困難になった場合、福祉施設等に入所して養護することを目的とした、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等と、一般のお年寄りに対して各種相談に応じ、機能回復などの健康の増進、教養の向上及び、レクリエーションなどが行える老人福祉センターがあります。

保健医療福祉計画では、老人ホーム等への入所申請が増加傾向にあることから、近隣の市町村と協議をすすめるながら次のように施設整備を図っていきます。(表3参照)

表3 各施設の入所状況と整備目標

	平成6年度	平成11年度整備目標
◎特別養護老人ホーム (常時介護を必要とする方が入所する施設)	12人	25人
◎養護老人ホーム (家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方が入所する施設)	8人	9人
◎ケアハウス (お年寄りが自立した生活を送れるよう工夫された施設)	施設なし	12人
◎老人保健施設 (治療よりも看護や介護を中心に行う施設)	5人	23人

